

○議長（一條 光君） 通告3番、8番吉岡博道君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔8番 吉岡博道君 登壇〕

○8番（吉岡博道君） 議長から一般質問の登壇のお許しを得ましたので、通告に従いまして指定管理者制度について一般質問を行います。

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、町が設置する公の施設の管理運営について、町の出資する法人や公共的団体等に関り管理を委託できる管理委託制度から株式会社等の民間事業者も管理運営が行える指定管理者制度へ制度が改正され、その目的は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力、能力を活用し住民サービスの向上を図るとともに、経費削減等を図るとされています。加美町としても、平成17年4月から制度移行が開始され、これまで多くの施設が指定管理者制度に移行もしくは移行予定にあります。その進捗状況とこれからの取り組みについて伺います。

また、制度移行した施設のこれまでの住民サービス向上なりコスト削減等の運用実績の評価や町民意見を取り入れたそういった運営に生かす制度が必要と思われるが、見解を伺います。

制度を導入してから5年ほど経過したわけですが、この間、運用上の課題、問題点、協定書及び仕様書、指定管理料、公募要綱、チェック機能等、これらについて見直しや改善がどう図られているか伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 吉岡議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

指定管理者制度について、非常に大きな町づくりの方向性も絡まっているというふうに認識をいたしております。大きく三つに分けられて御質問をいただきました。考え方をお答えをいたしたいというふうに思えます。

民間でできることは民間にゆだねることを基本として、公の施設の管理運営は適切かつ効率的な運営と住民サービスの向上を図ることを目的に、167施設のうち平成17年4月から平成27年3月までの10年間の指定期間で寒風沢集会所等17の集会施設に導入したのを初めとし、平成18年4月には地域特産生産施設、これはバイオセンターでございますが、これは5年間の指定期間で、山村活性化支援センター、JAM8年館は10年間の指定期間で導入し、平成19年4月には障害者自立支援センターを3年間の指定期間で導入をしております。平成22年3月の議会において5年間の指定期間で更新をいたしております。また、平成20年4月には南鹿原青野地

区高齢者集会交流施設、船形山荘でございますが、これを3年間の指定期間で導入し、平成21年4月には体育施設10施設を3年間で、菓菜施設群等30施設を5年間の指定期間で導入しております。また、平成22年4月には地区公民館4施設を3年間の指定期間で導入をしており、現在65施設が指定管理者制度を導入しておるという状況でございます。

今後の取り組みにつきましては、指定管理者制度の目的に沿い、民間でできることは民間にゆだねることを基本とし、西小野田地区公民館、鹿原地区公民館、中新田、小野田の図書館等指定管理者制度導入可能な施設について検討してまいります。

2番目の制度移行した施設及び事業のこれまでの運営実績についてでございます。

移行した観光交流施設や福祉施設等の中には、既に指定期間の満了に伴いまして制度更新をしておる施設がございますが、その際には、施設利用者数や経営状況、サービス向上に向けた取り組み等を確認して更新をしております。また、制度移行している施設の評価につきましては、昨年5月に改正した指定管理者制度導入に係る基本方針の中で、町は指定管理者から提出される事業報告書をもとに毎年度の活動内容を評価して翌年度以降の効率的、効果的な施設管理に生かしますとしておりますが、現在、庁内に行政評価推進プロジェクトチームを設置し、行政評価導入に向け検討を進めておりますので、その中で指定管理者制度へ移行した施設も評価対象とし、施設運営に生かしてまいりたいと考えております。

3番目に運用上の問題点、改善が図られているかということでございますが、制度移行した施設につきましては、加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定に基づき、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し町に提出することとなっており、各施設所管課においてその内容を確認し指導をしております。

以上、私から御答弁をさせていただきます。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 今野文樹君 登壇〕

○教育長（今野文樹君） 私の方からは、公民館等の社会教育施設関係、それから体育施設関係について答弁させていただきたいと思っております。

初めに、社会教育施設関連の進捗状況でございますが、議員御承知のとおり、4月1日から広原、鳴瀬、賀美石、旭の4地区公民館を指定管理者に移行いたしました。また、今年度は西小野田、鹿原地区公民館について指定管理者制度を推進するとともに、交流センターにおける指定管理制度の導入についても検討を進めていくことになっております。今後政策推進室及び

公民館、交流センターと連携しながら進めていくことにしております。

また、運用実績や町民の意見を生かす制度ということについてお話いたしますと、広原、鳴瀬、賀美石、旭の地区公民館の指定管理移行につきましては、正直なところ2カ月過ぎたばかりということで、田植えも終わってほっとしているという段階でございますから実績というほどのことはございませんけれども、現在のところ問題もなく例年どおり協定に沿って事業を遂行しているところでございます。

また、指定管理の受託者であるコミュニティ推進協議会と定期的な打ち合わせを持つこととしておりますので、事業の運営等についても指導、助言していきたいと思っております。

なお、住民の皆様の意見を運営に生かす制度ということでございますけれども、教育委員会では社会教育委員会というものを設置しておりまして、公民館の事業運営等につきましても年度ごとの事業報告や計画などを提示いたしまして御意見や助言をいただきながら事業展開を進めておりますので、今後もそこでいただいた意見等を参考にしながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、体育館等の施設ですけれども、中新田体育館、総合体育館を初めとしまして体育施設10カ所あるわけなんですけれども、平成21年4月1日から24年3月31日までの3年間、指定管理者にその管理運営を委託しているところでございます。非常に現在のところ評判よくなっているわけなんですけれども、指定管理者による管理の状況を常に確認しながら協働して今後も運営に当たっていききたいと思っているところでございますが、教育委員会では指定管理者の管理運営が仕様書の定めている内容の水準を満たしているか確認するために、毎月定期的に指定管理者から業務報告を提出させるとともに聞き取り調査を行っているところでございます。月、それから年次の履行確認を行っているところでございます。

あわせて、月ごとの委託料の収支報告をさせるとともに、年度報告の際に団体の直近における経営状況の報告を受けて、サービスが安定的に継続的にできるか評価しているところでございます。今後とも管理者と連携を保ちながら指導すべきところはきちっと指導していきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 再質問がありましたら。吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 再質問を行います。

さきの答弁で進捗状況が答弁なされたわけですが、現在の移行済みの数、それから条例整備済み、これの数、それから現在の町の直営の数、それから指定管理者になじまない学校等の施設、これは17と私は思っているんですが、これについてももう一回数字をお知らせいただきたい

と思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

移行済みの数でございますけれども、今町長が答弁しましたように65施設。これにつきましては、観光施設が23、それから体育館等が10施設ございます。それから、生産施設としまして7。公民館、文化会館等のやつが4施設です。社会施設としまして4施設。その他17施設ございます。合計65でございます。

直営の施設なんですけれども、指定管理者の条例制定済み、移行できるようにしておりますのが29施設ございます。それから、それ以外のものが56施設。指定管理になじまない施設としまして17。これは学校等の施設でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 全部で167施設、大変な数であります。改めて加美町の施設の数の多さ、強く感じているところでもあります。現在65施設が制度移行済みということでございますが、この数については一概に多い、少ない、単純に言えないと思いますが、進捗状況としての感想をひとついただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

今まで指定管理者導入しております施設は、住民に直接関係する施設が多くありました。これから考えている施設、これは民間の活力を本当に考えた施設になろうかというふうに思っておりますけれども、それに関しましては協定を結ぶ前の条件とカリスクとか結構ありますので、それを精査しながらこれからいきたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 次に、これからの取り組みについてでございますが、さっきの答弁ですと来年度に向けて西小野田、鹿原両地区公民館、中新田、小野田図書館等、導入に向けて今準備を進めているということでございます。地区公民館は、さっき答弁にもありましたように、住民と直接交流がある場所でございますので、十分な説明がなされるべきだと思います。これまで4地区の地区公民館、指定管理者制度に移行しておりますが、まだ間もないということで効果等はまだまだ見えてこないと思いますが、現在鹿原地区でもこれは認定こども園とも関連しているんです。そういったことで、たしか説明会持ったように聞いていますが、西小野田の分も含めてどういった反応でしたかお聞きしますとともに、条例の整備済み29施設、これは順

次指定管理者制度導入に向けて進めていくと思いますが、全部聞くのは時間的にちょっと無理ですので、平成18年3月に示されました行政改革実施計画、これに基づきまして伺いたいと思います。

これは改革項目として各種施設への指定管理者制度の導入、実施項目として商工観光課関係でやくらいハイツ、町営駐車場、それから森林整備対策室、これは荒沢自然館と森林空間活用施設について一体的な管理運営体制にし、自然保護団体等への指定管理者の導入を目指しております。また、保健福祉課関係につきましては、児童館、母子生活支援センター、保健センターへの導入について検討し、平成20年度までに方向性を示すとあります。また、社会教育課関係につきましては、中新田交流センターについては、宿泊研修の利用者も多いことから、指定管理者の導入を検討し、平成20年度までに方向性を示すとあります。また、東北陶磁館、それから縄文芸術館、墨絵美術館、ふるさと陶芸館などもこの行政改革実施計画にはのっておるわけですが、これらについてまだ進行状態が余りよくないような気がします。それぞれ施設についての導入に向けての考え方をお聞きします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長でございます。

今いろいろ挙がりました施設、交流センター等もそうなんですけれども、宿泊施設という特殊な施設になっております。これにつきましては、去年いろいろ検討して方向性は出しているんですけれども、委託する場合の委託先、これがどうしても民間活力というんですか、技術的な面が非常に難しい面がありましてなかなか委託先がまだ決まってない。方向性として委託しましょうということで協定書等の作成を急いでいるんですけれども、そののところまで行ってないという状況でございます。

それから、それ以外の施設、駐車場もあるんですけれども、駐車場も今のところ指定管理者の方向性として考えておりますけれども、まだそこまで煮詰まっていけないというのが状況でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 東北陶磁館と、それから縄文館、墨絵館、ふるさと陶芸館につきましては、入館者の問題も、利用が余り少ないし、また寄贈者の関係の問題等もありますので、今後検討してまいりたいというふうには考えてはおります。以上です。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長でございます。

商工観光所管の施設のつはやくらいハイツの件でございますけれども、現在やくらいコーポレーションと菓菜山麓の第二生産組合の共同企業体でやくらいハイツを運営しているということでございます。それで、第二生産組合の草料をやくらいコーポレーションから支払っている期限がことしの10月で終了するというようになっております。そこで、共同企業体が解散するということになりますので、その時点で指定管理の方向で打診をしていきたいというふうに考えております。

あと、大滝農村公園につきましては、平成21年度より菓菜振興公社の方で指定管理ということになっております。

あと、荒沢自然公園につきましては、現在、森林整備対策室、そちらで指定管理ということで管理を行っているという状況でございます。以上です。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長です。

母子生活支援センターにつきましては、現在、児童虐待の問題等を絡めまして入所等の決定などがありますので、ちょっといろいろ特殊な事項としてこれから検討してまいりたいと思っております。

それから、児童館につきましても今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 社会教育課長より東北陶磁館ほか四つの施設、これは入館者が少ないからまだ時期尚早みたいな答弁がありました。やはり入館者が少ないからこそ民間のノウハウ、活力を十分生かした指定管理者制度の導入のあり方だと私は思いますが、その点もう一回答弁をお願いします。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 入館者少ないと言いましたけれども、どうも申しわけございませんでした。あそこは貴重な財産をいただいているわけですので、それらの管理について今後どのように持っていったらいいか、その辺を検討しながら進めていってまいりたいというふうに思っております。入館者の問題は済みませんでした。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 次に移ります。

これも行政改革実施計画の中に示しておるわけですが、改革項目として指定管理者の導入に関する担当部署の検討。政策推進室、この時点では平成18年ですからまだなかったと思います

が、その後だと思いますが、これは現状課題として導入部署ごとの対応となっているということで、今後指定管理者を導入する施設が増加していくことに伴い、管理代行した施設を担当するところの部署の設置を検討する。やはり総合的な見地から総合的に統括する部署が当然必要です。今は政策推進室となっていると思いますが、何せ政策推進室は重要な政策課題あるいはプロジェクトを抱えている部署でもあります。果たしてこの数の施設の指定管理、統括できるかどうか、私は率直な疑問としてちょっと不安だと。政策推進室が統括し、それから各所管課と当然連携し対応していると思いますが、今現在のこういった具体的な対応、これをお示しいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

町長の答弁でもございましたけれども、指定管理者の手続に関する事務の基本方針、この中で各担当課との役割分担を明示しておりまして、各施設担当課、そここのところは公募による選定、それから公募方法等、申請の受け付けまでは担当課で行うと。それから、選定委員会にかけまして、審査しまして町長に報告を行いまして、議会に提案して議決をいただきましたところで通知、公告等を行うのが政策推進室でございます。その後、協定の締結から指定管理者の移行、業務報告とか事業報告は担当課でやるというふうな役割分担になっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） わかりました。頑張ってください。

次に、これは一番大事な点だと思います。制度移行している施設の評価、これはさっき町長より答弁がありましたが、昨年5月と言いましたか。改定した指定管理者制度導入に係る基本方針。これは昨年でなく平成20年だと思うんですが。どうか訂正をお願いしたいと思います。

この基本方針の中で、町は提出された事業報告書をもとに毎年度の活動内容を評価して翌年度以降の効率的、効果的な施設管理に生かす。また、現在、庁舎内に行政評価推進プロジェクトチームを設置し、行政評価導入に向け検討を進めているということでございますが、その中で制度移行した施設も評価対象として施設運営に生かしていく方向づけがなされなければならないと思いますが、その点についてももう少し詳しく、評価制度導入について前向きなひとつ答弁をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。まず、訂正の件から。

○政策推進室長（今野幸伸君） 平成20年5月に策定しまして21年5月に内容を大幅に変更して

おります。中身的には、選定基準の項目の数をいろいろ細かく決めたり、それから協定事項がありますけれども、選定基準ごとの標準的な項目、評価項目、そういうものも箇条書きに一つ一つ細かいところまで運用方針を決めたということで改定しております。

評価の方向ということなんですけれども、今進めています行政評価の中で取り組んでどうかという、内容を精査しているところでございます。仮にそれになじまないという方向が出ましたときには、県の方で平成21年2月27日に制度のモニタリング評価に関する指針というものが出されまして、この中で細かい評価の仕方がありますので、これを参考に持っていければというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 宮城県においても、さっき答弁がありましたように、平成21年2月から指定管理者制度導入施設のモニタリング、満足度調査、評価に関する指針を示したところであります。これをやはり十分参考にさせていただきまして、評価制度をきちんとしたものにしていただきたいと思っております。

次に、運用上の問題について幾つか伺います。

協定は業務内容を定めた基本協定と指定管理料等を定めた年度協定を締結し運用を図っているわけですが、大変初歩的な質問になるわけですが、従来の管理委託制度と指定管理者制度の法的な性格の違い。これは管理委託制度については、公法上の契約関係、条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務執行の契約。指定管理者制度については、指定による代行指定、行政処分ということになります。公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するとあります。この法的性格の相違点、これを少しわかりやすくひとつ説明をいただければいいと思っております。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 法的解釈ということでありまして、これは公の施設の最終的な管理権限、これは自治体に残す。行政処分とかそういうものは町がやるものであって指定管理者がないわけですから、最終的な権限は自治体が持っている。実質的な管理を指定管理者にゆだねるというもので、使用許可や取り消し、管理制度の受託者が行うことができるということでございます。以上が私の答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長でございます。

法的な根拠ということですので、補足させていただきたいと思っております。

まず、自治法の244条の2、公の施設という規定がございまして、先ほどお話ありましたとおり平成15年6月に改定しております。従前、その条項の中に管理委託という形で2分の1以上出資の第三セクター、それらを含んで管理を委託できますという形で、民間には従来委託できなかった制度でございます。ですから、公法上の委託制度というのは管理委託制度という形でとられていたと。それが猶予期間を経て廃止になりまして、改正されまして、指定管理者制度という形に変わったと。この指定管理者制度というのは、管理代行いう形をとるという形で、民間にまで幅を広げると。そして、位置づけとしては、これは契約行為でなくて、さっきお話ししましたとおり行政処分、行政の措置という形で、指定管理者、管理を代行させると。これは売買契約でも何でもなくて、基本協定、協定を結ぶ、あるいは年度協定を結んで協定という形で指定管理者と町なり教育委員会の実施機関、そこの約束事項を定めるという形の行政措置、行政処分という形に変わっているという形で、主体性は約束事項のもとに料金収納等も含め指定管理者に移ると。そういう形に変わったという形の管理委託と指定管理者の管理代行の違いでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 次に、料金制について伺います。

加美町においては、利用料金制、それから使用料金制をとっているところでございますが、使用料金制については、小野田温泉保養センター等条例、それから宮崎温泉施設等条例、これは使用料第5条、違っているんです。同じ町の温泉施設としてありますので、整合性とれないかどうか。小野田温泉保養センターについては100分の50から100分の150までの範囲で町と協議しながら指定管理者が決めるということになっております。また、宮崎温泉施設等条例につきましても、上限下限を設定して運用しております。これについて、さっき申し上げましたように整合性をとった料金体制にできないか、ひとつ伺います。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 今年度につきましてはもう指定管理で走っておりますので、来年以降、その辺の調整を図りながら条例改正等も含めて検討したいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 次に、仕様書について2点ほど伺います。

年次計画の策定及び事業報告書の提出が義務づけられております。これにつきましては、毎年度終了時に提出する書類、それから毎月終了時に提出する書類、それから必要時に提出する書類、三つあるわけですが、これが仕様書どおりに履行されているかどうか伺います。

また、2番目なんですけど、自主財源による自主事業、これはスポーツ関係あったと思いますが、どのくらい行われているのか。また、これは全施設に共通するものでございますが、備品台帳がきちんと整備されているかどうか。また、それをきちんとやはり所管、担当課で確認しているかどうか伺います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） その管理につきましては、担当課でそれぞれやっておりますので、担当課の方からの回答にさせていただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長でございます。

ただいま吉岡議員おっしゃられました年間計画、これにつきましては当初予算を計上する前にこちらで事務担当者と綿密な打ち合わせをして予算を決定をしております。

それで、年度につきましては、そのあと決算と。1年間通しての決算ということでこちらに事業報告が上がってきていますけれども、平成21年度に関しましては三つの公社とも黒字決算ということで提出されていますので、それは計画書どおりに進んでいるというふうに見ております。

あと、その月々の報告でございますけれども、入館者数とか、あと諸経費の提出はありますけれども、これは12分の1なりで大体推移しているかどうかというチェックはこちらでかけておりますので、その辺も予定どおり提出書類を見てこちらで把握しているということです。

あと、特に必要な部分でのというのは、たまたま昨年、町の監査が公社に入った関係がありますので、その都度必要な書類を求めているというところで事業をしていっているということでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えいたします。

まず最初に、月次の報告等に関する御質問でございますが、毎月定例的に10日前後に指定管理者と体育振興課の方で報告会を開きまして聞き取り調査を行っているところでございます。内容的には、前月の利用状況並びに料金の収入実績、それから委託料の収支状況の報告をいただいているところでございます。あわせて、職員研修等も実施しておりますので、そちらの報告をいただいております。

それから、自主事業に関する御質問があったかと思いますが、これに関しましては、平成21年度の実績でございますが、各地区の区分は申し上げませんが、肩腰元気体操とかボディーンシ

エイプの運動等を実施するのとあわせて、冠をつけた大会としましてゲートボール大会とか、それから町で行っておりますチャレンジウイークに合わせてウオーキング、ランニングの講習会等も開催しているところでございます。

それから、備品台帳の整理についての御質問がございましたが、指定管理者制度に移行する際に各施設から備品台帳を整理していただいて、それを一たん体育振興課の方で引き継いでおります。指定管理者が導入された段階で、指定管理者の方に基本協定書に添付して備品台帳の整理というか管理を委託しているところでございまして、実際的にその備品台帳と実質の備品を指定管理者の方が確認していない部分も見受けられますので、この辺平成21年度の年度の報告の段階でちょっと宿題という形で残っている部分でございまして、平成22年度中にこの辺を整理するように指示しているところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 備品台帳の整備については全く基本的なことではございますので、きちんとやはり整備、それから確認、しっかりしていただきたいと思えます。

次に、公募要綱についても2点伺います。

管理業務を行うに当たりまして、物品等の調達、再委託等を行う場合は、町内業者の育成及び町内経済の活性化を図るため積極的に加美町内の企業を活用することと、これは義務でなく努力目標ですか、と募集要項にあります。この活用状況をきちんと把握しているか。

それから、2番目ですが、管理施設及び設備等の大規模な修繕、改修等については、基本的に10万円を超えるものについては指定管理者と町で協議した上決定するとあります。これは全施設に該当するものかどうか。また、この10万円を超える大規模改修、協議の上なされた数、もし把握しておられるならお示しいただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

公募の方法等についてでございますけれども、町内から備品等調達というふうな話なんですけれども、協定というかその中で義務づけられている部分があると思うので、それでやっているのではないかと思います。（「協定ではないと思います。要綱なんです」の声あり）済みません。要綱の方でございます。申しわけありません。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 募集要綱の件に関してという御質問でよろしいでしょうか。修繕料の関係でございませぬ。

基本協定の中には、体育施設の場合、修繕料が発生した場合、10万円をラインとしまして、それを超えた場合は町が行う。10万以下に関しては協議を行って実施するというような内容になってございまして、現実的に協議を行って実施した実績はございません。と申しますのは、実際幾らかかるのか見積もりをもらって検討しておりますので、その段階で10万を超えればもう町がやってしまうと。10万を超えなければ指定管理者の方でやるように指示をするような形でやっておりますので、協議という形で正式に行ったケースはございません。以上です。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 次に、リスク分担の方針について伺います。これはどんな施設もリスクは背負っていると思います。その中で、2点について伺います。

物価、金利の変動、これは指定管理者の負担とありますが、これまで過去におきまして、たしか燃料代の値上がりだったと思いますが増額変更した経過があります。これについてのひとつ解釈をお願いします。

それから、施設等の損傷による修繕及び事業の中断。これも大変心配される場所だと思います。指定管理者の管理瑕疵によらない施設設備の損傷に伴う事業の中断。これも両者の協議となっておりますが、これは涌谷の例見ても大変なんです。今年のたしか10月に事故が起きて、つい最近再開したように聞いております。8カ月ほど営業の中断を余儀なくされたという大変な痛手だったと思いますが、これらの賠償責任みたいなもの、もし把握しておられるならばお聞かせいただきたいと思います。

それから、小野田の西部体育館、これも耐震に問題があると言われてましてしばらく使われておりません。これから使える予定もないと聞いております。こういった場合のリスク分担、どうなされるのか、お聞きします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長でございます。

年度中途での変更契約という事例でございますけれども、たしか平成20年度だったと思えますけれども、原油が高騰いたしまして燃料費の方が不足したということで、そこで変更契約をしたという事例が1件ございます。以上です。（「いや、おれが聞いているのは違う」の声あり）

○議長（一條 光君） 整合性をどうするかという質問でしたので、その答弁をするように。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 大変失礼いたしました。

その整合性なんですけれども、原油の高騰につきましては予想のつかない部分であったとい

うことで、当初の指定管理料にはその要素が含まれてなかったと。それが急激な高騰が出てきたということでの、これは自然災害というわけではないんですけれども、見通しが立たなかった部分での補正ということでは理解しております。以上です。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） リスクの分担ということでございますけれども、各施設それぞれで管理協定を結びまして協定事項の中にそれぞれの項目を入れている。それが予測不可能なとき、今、商工観光の課長がおりましたけれども、そういう部分での変更というものもその条項の中にあるのかというふうに思っております。

それから、小野田の西部体育館ということなんですけれども、体育振興課長の方からの答弁とさせていただきますと思います。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えいたします。

リスクの負担区分という御質問でございますが、基本的な部分でございますが、基本協定書の中にこの辺の負担の区分方法を記載しておりまして、例えば競合する施設が新設されて利用者が減になった場合とか、管理上の瑕疵によって臨時休館した場合等に関しましては、乙が負担することになっております。ただ、西部体育館に関しましては想定の域を超えておりまして、耐震診断の結果休館を余儀なくされたというような形でございますが、口頭の協議によりまして、なるべくリスクを伴わないような形で電気をストップするか水道をストップするような形で費用がかからないような形で現在休館をしております。収入に関しましては、通常一般的な利用の方法としましては、100%減免できる団体がほとんど利用されておりましたのでそこから収入が発生したということはほとんどございませんでしたので、町並びに指定管理者についてはほとんどリスクは発生していないというような現状でございます。以上です。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 時間も迫ってきておりますので、最後の質問にしたいと思います。

この指定管理者制度については、住民サービスの向上、経費削減はもとより、町の行財政改革や今後の町づくりの根幹にかかわってくると思われまます。そして、この制度は、町民と極めて身近な存在でもあり適正な制度運用が求められています。そういった意味でも、これからの取り組みについて町長のひとつ前向きな意気込み、覚悟を伺い、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） この指定管理者制度というものは、法律ができたからということもあるわけですが、それ以前から町、自治体においては大事などいいますか、行財政改革をいかにして進めるかというそういった観点からすれば、非常に重要なといいますか、ある意味で待ち焦がれておったような制度であったということが言えるだろうというふうに思います。その中で、今、吉岡議員から御指摘をいただいたような問題点も多々あることも事実です。しかし、小さな政府とよく言うんですけれども、行政もそういうコンパクトな行政運営に向かって職員数も合併時399人から今現在317人までこれを減じております。平成25年度、庁舎建設の予定でございますが、そのときは287名までこれを減らしていくという目標を立てて着実にその方向に向かっていると。その中で、合併をしたゆえに施設の数には当然多いわけでございます。これをどういうふうに有効に活用しながら管理をしていくかということに思いをいたせば、この方向性をしっかりとつけていく以外にないというふうに思っておりますので、これからもいろんな御意見を賜りながら進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。（「終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、8番吉岡博道君の一般質問は終了いたしました。

通告4番、18番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔18番 伊藤由子君 登壇〕

○18番（伊藤由子君） 通告に従って2点質問いたします。

最初に、町づくりと住民参画について。

2005年、平成17年、作成の加美町総合計画の第6節「住民と行政の協働による自立する町」があります。その推進策として住民参加がうたわれています。その一部を紹介します。町づくりの基本は、住民の意向を的確に把握し、行政と住民が協働して町づくりを推進することであり、と続きます。町づくりに関して協働ということが叫ばれて久しいわけですが、例えば住民サービスを行政のみで担うのはもう立ち行かない。それはやっていけないというふうな状況はどこの自治体も同じだと思います。公共サービスの質と量を保つためにも、住民と協働でまちづくりを進めようという傾向にあります。我が町における住民参画の方針、計画について伺います。

2点目、新庁舎建設スケジュールについて、6月7日の議員全員協議会の資料、新庁舎整備事業全体スケジュールについて質問いたします。

6月9日から開始されている住民説明会に、このスケジュールは示されておられません。スケジュールも示すべきではなかったかと思えます。

まず、新庁舎建設委員会の役割は何なのか。庁舎建設にかかわるどこが守備範囲なのかをお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 伊藤由子議員から二つの件についての御質問をいただいております。

一つ目は、町づくりにおける住民参画の方針、計画について伺いたいというものでございます。その中に、御質問にありましたのは、平成17年度を初年度とする、これは平成26年度を目標年次とした加美町総合計画でございます。これに計画というものは位置づけされておるわけでございます。この総合計画には、住民と行政の協働による自立する町を掲げており、住民と行政がより密接なパートナーシップを築きながら町づくりを進めていくため、地域審議会を初め生活、保健、福祉、教育、産業、観光分野における各種団体からもさまざまな御意見をいただき町政運営を行っているところでございます。既に御案内のことというふうに思っております。

町づくりは、だれもが健康で安心して暮らし、住むことに愛着と誇りを持つことができる郷土づくりを町ぐるみで築いていくことだというふうに考えております。御指摘のように、特に近年、地方分権の推進によりまして地方自治体においては自己決定、自己責任による地域の実情に応じた特色ある魅力あふれる自治体運営が求められているというふうに感じておるところでございます。また一方で、高度情報化の進展、住民の価値観、生活様式の変化によって住民ニーズの多様化、高度化もますます進んできているというふうに感じております。

このような状況において、多くの町民の皆さんの声を聞くということは大変重要なことだと考えております。したがって、ただいまの御質問でございますと、これを的確に進めていくべきであるという御提言だというふうにお伺いをいたしました。まさしくそういう方向を目指して進んでまいりたいというふうに考えております。

次に、新庁舎建設スケジュールについてということで、全員協議会の資料においてはこのスケジュールを示しておったのですが、今、行っております建設に向けた説明会においてこれを示していないということで御指摘をいただきました。この問題、要するに新庁舎建設委員会というのは、今般の議決をいただいて委員の募集を今しておるところでございます、このスケジュール自体は年次計画のスケジュールと、そして今年度どこまで進めていくかというスケジュールについて全員協議会においてあらかじめ予定をしておる、町として考えておる方策についてのスケジュールをお示しをしたというふうに理解をいたしております。したがって

て、この説明会にこのスケジュールを示せないのは遺憾であるという御指摘、そしてどこまでがこの守備範囲なのかということの御指摘でございましたけれども、この委員会をまず立ち上げ、そしてその中においてこれまで議会の皆さんにお示しをしてきたスケジュールに沿った形で進めていくということになると私は思っております。最後のことにまだ御質問があらうというふうに思いますので、私から以上答弁をさせていただきます。

○議長（一條 光君） 再質問がありましたら伺います。伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 具体的に住民参画の手だてや実践例についてお伺いできるかと思ったんですが、ちょっと残念でした。

去年の2月23日から26日までに行われました定例議会で、工藤議員が「協働の町づくりの方策は」という質問をしていらっしゃいました。町長は、住民から町づくりに参加していただくことが必要である。住民と行政の推進組織の設置、指針の策定等々について答弁していました。今まで1年たつわけなんですけど、これに沿って進めているものと思われませんが、総合計画にあるように町づくりの基本は住民の意向を的確に把握することとあります。まずは、この部分に関して幾つかの課を訪問させていただき例規集をひもといてみたりして思ったのは、仕組みとして町民の声、住民の声を聞く仕組みはできていると思うんですが、それが十分ではないと思われました。というのは、地域審議会、それからいろんな政策を話し合う審議会、男女共同参画推進委員会、それから食育推進委員会等々たくさん内容を少し説明していただきましたが、構成メンバーが固定されていて、委員会の目的にもよるとは思いますが、公共的団体の役員、ほとんど農協とか婦人会とか民生委員とか区長会とか、いろんな団体の役員あるいはそこから推薦された人たちが多数を占めて、ほとんどが20名前後になっていますが、その中で公募されて自主的に参加できる町民の枠は2人。ほとんどの委員会に至っても2人。地域審議会は3人でしたが、とても公募枠が少な過ぎると思いました。公共的団体の役員にお願いするというよさは、多方面から集められるということもありますが、難点としては、そういう目的に関して熱意のある、思いのある人が入りやすい状況にはないと思います。そういった公募枠をもっと拡大すべきではないかと思いますがどうでしょうか。

また、今回の新庁舎建設委員会の募集等についても募集要綱とか中身を見てみましたが、経歴事項について町民の何人かはすごく抵抗を示しておりました。何もやってこなかった人は、何か役職をやったり公共的な活動に関与していなかったりするとなかなか恥ずかしくて書けないねというふうな声も聞きました。そういった抵抗感をなくする努力とかあってもいいかなと思うんですが、その点についてお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 伊藤議員から冒頭質問がありましたのは大枠の質問と受けとめまして、具体的なことについてもっと聞けるかと思ったということでございますから、では私からお話をさせていただきます。

町におきましては、平成22年4月1日現在で地方自治法第202条の3に基づきまして児童福祉委員会あるいは地域審議会、行政改革推進委員会、健康づくり推進協議会など20を越す審議会等を設置をしております。既にいろんな課を回られてこの実態についても調査をされておるようでございますが、またこれ以外にも今御指摘いただきました加美町食育推進検討会議あるいは加美町子育て支援・児童虐待防止対策連絡協議会など、要綱等によって設置している委員会もございます。これらの審議会、委員会などは公募による委員を設けているものもあれば、公募によらずにそういう役職によってお願いをしている委員会もあるということでございます。男女共同参画についての御指摘もございましたけれども、男女の比率でございます。平成21年度の宮城県の調査では、加美町は県内第2位の女性の参画であるということでございます。岩沼市が32.2%、加美町は32.0%でございます。女性の視点を町づくりに生かすように努めてきた一つのあらわれかというふうに思いますし、委員の構成につきましても高齢者から若者までお願いをして広く町民の皆さんの意見に耳を傾けていると考えているところでございます。

このようなさまざまな審議会等での意見をどのように町づくりに反映をしているのかという御質問でございます。例えば、平成20年度の地域審議会では、住民と行政の協働による町づくりについて諮問をいたしました。住民の皆さんが感じている町づくりの現状や課題、今後の進め方等について貴重な答申をいただいたと思っております。

具体的に申し上げますと、協働の町づくりには、地域コミュニティ活動を原点として進めるべきであり、公民館を中心とした町づくりの推進という御意見が3地区ともございました。これを受けまして、この4月から地域公民館を指定管理者にお願いをし、地域のコミュニティ推進協議会に管理運営を行っていただいていること、御案内のとおりでございます。

また、地区座談会のようなものを開催して意見を聞くべきだということにつきまして、昨年度、各行政区で町政懇談会を開催をいたしました。合同で開催した行政区もございましたが、あわせて60行政区で開催をさせていただき740人の参加がございました。じかに声を聞く機会を持つことができました。ことしもこの7月から開催をしまいる予定でおります。

さらに、地域おこし協力隊、これは4月1日、1人採用、7月1日付でもう1人採用を予定しておりますが、ミニデイサービスなども協働の理念に合致しているのではないかと考えてお

ります。

行政改革推進委員会からは、平成20年度の提言として、債務に係る相談窓口の対応についてという御意見をいただきました。これは、近年多重債務による自殺が増加の一途をたどっておりまして、社会問題となっておることは御案内のとおりでございます。加美町においてもこのような兆しが見え始めていることから、自殺を未然に防止するため相談窓口の検討をお願いしたいというものでございました。そこで、この4月から加美町消費生活相談窓口の開催を、これまで毎週月、水、金の3日だったものをさらに木曜日も実施するとともに、毎月第3木曜日は宮崎福祉センターと小野田福祉センターでも開催することに拡大をいたしました。この消費生活相談において悪質な多重債務問題を解決しておりますし、ミニデイサービスに伺って注意を促す講話を行うなど提言を町政に反映をしているということでございます。

また、加美町の未来を担う子供たちへの安心安全な食材を使用した学校給食を提供するという戦略を一層推進していただきたいという御提言をいただきましたが、これは新聞でも報道されましたが、平成21年度地場産物活用状況等調査で地場産品利用割合では加美町が県内トップになっておるということでございます。これは44.何%でございますが、私はもっと割合高いのかなと思いましたが、厳密に加美町産ということになればそういう割合。しかし、県内トップであるということでございます。私は、できれば地場産品100%を目指したいと常々申し上げておりますが、そういう一つの意見を反映をした事例として御紹介をさせていただいたところです。

各審議会などはもちろんのことでございますが、多くの方々とともに町づくりを進めていくという観点に立つためには、将来に向けた町づくり情報を住民にわかりやすくお知らせをし、行政と住民が情報を共有しながら対話を積極的に進めてだれもが町づくりに参加しやすい環境づくりが必要であるということをお指摘いただきましたけれども、私も同じように考えておるところでございます。

以上、事例を御紹介を申し上げさせていただきました。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 幾つかの例について話していただきました。

その前に、コミュニティづくりは協働の町づくりの第1番目に挙げられる方策として総合計画にありましたが、それについては今に始まったことではなく、これは昔から自分たちの行政区単位で運動会をしたり、あるいはお掃除をしたりということは自分たちでやってきて、協働というか自分たちの行政区のことは自分たちで決め、課題を解決し、実行に移してきたという

意味で目新しいことではないというふうには思っています。去年の2月の定例議会で教育長もコミュニティづくりを進めていく。それは加美町では随分進んでいるんだ。とてもうまくいっていると思うというふうな答弁をしていましたが、その件に関して私も目の当たりにもすることもたくさんありますし、状況としてはいい状況にあるのではないかとこのように思います。

ただ、今、町づくりに意見を提言していただいたことを積極的に活用して政策に反映させてきたのだというふうなお話がありましたが、例えば男女共同参画推進委員会の件で女性が行政の役職等についている、参画している結果は県内でも第2位なんだと。結果的にふえているからそれがすごく進んでいるんだというふうに取りましたが、ちょっとそうかなとよくわからないところもあります。私は、かつて男女共同参画推進委員会の公募に応募して2年間委員になったことありますが、年度初めに1回、年度終わりに1回の委員会で、それで終わりました。本当に住民の声を反映させようとする、聞こうとする、これが委員会だろうかというふうなことにちょっと私には疑問がありました。そういった委員会はもうないのか。もうそういうふうなことは改善されているのだということであればそれでいいのですが、そのことについてお伺いしたいですし、先ほど公募枠について質問したことについてお答えいただけていないのでお願いいたします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。男女共同参画の委員会について、私の方から答えさせていただきます。

今、御質問の中にもございましたように、伊藤議員には2年間委員をしていただきましてありがとうございました。企画財政課でやっておりますこの男女共同参画の委員会は、県からの調査ものとか、それから町で各課等でやっている男女共同についてどのように進めているかということをもとめて、それについて御意見をいただくと。それがどのように進んでいるか、進捗しているかどうかということについて御意見を伺うということで設置しているものでございまして、あとは町の男女共同参画の考え方を各課がどのようにそれを推進しているかということでございます。ですから、企画財政課で伊藤議員になっていただいた当時のように、まずまとめたもの、各課からこのようにそれぞれの課で進めているということについて御意見をいただくと。そして、それがその御意見を反映してどのように進んでいるかということでもた御意見をいただくということでやっておるものでございますから、そのように進めているということでございます。

あと、公募による、よらないにつきましては、それぞれのところでそれぞれの課が委員会等

を立ち上げるときに公募の委員が必要であると考えれば公募を入れるわけですし、企画財政課においては、今、男女共同あるいは地域審議会においては公募を入れて行っているということでございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 全体として各課ごとの裁量はあるかとは思いますが、町として町民の意見をよく把握するために公募枠を拡大する考えはないのかということをお伺いします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

企画財政課におきましては、あすの一般質問になるかもしれませんが、住民提案制度というような御意見もいただいております。企画財政課ではインターネットを通して御意見をいただくなどいろいろなことで御意見、御提言をいただくようにしております。それは、役職とかそういうものにとらわれないでさまざまな意見をいただくという形をとっているということですが、御指摘のような公募枠を拡大してはどうかということにつきましては、それは企画財政課の方で事務局となって各課等と話し合いをしていきたいと、検討していきたいということでございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 検討していただくということなので期待しております。

行政の決定したこと、決議したこと、政策等について協力して汗を流すということが協働ではないというふうに私は考えますし、それでもって参画したというようなことにはならないと私は思います。参画をどのようにとらえているのか、実行に移していくのが大事だと思いますが、政策運営に関しては、それも総合計画の中にきちんと書かれてあります。とても大事な文だと思うので読ませていただきますが、政策運営に関しては、検討過程や執行の過程に関する情報を住民に対して説明責任を果たすことが重要になっており、行政と住民相互の合意のもとに魅力ある町づくりを進めていくことが必要ですと書いてあります。これ以上すばらしい文章はないと思うくらい、私は大事なことが網羅されていると思われま。

6月7日の全員協議会の席で、検討委員会、審議会と執行機関との関係について質問した際、総務課長は、執行機関と附属機関の関係である。もちろん100%、その意見を全部採用するということはできないけれども、あくまでも附属機関であるというふうにお答えになっておりましたが、この総合計画にあるこの考え方についてどういうふう考えているのか。

それから、住民参画条例の検討をされているというふうにも書かれてありましたが、どこま

でそれは検討されているのかお伺いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 御質問ですのでお答えいたします。

総合計画の中の住民の参画、運営について説明責任を果たすということについては当然でございます。私が前に御説明したのは、執行機関と附属機関の法的位置づけを説明させていただきつもりでございます。ちなみに、先ほど町長も答弁しましたけれども、政策なり施策等に反映する手法として、今現在町がとっている方法でございますが、先ほどお話ししました附属機関、執行機関、そういう形で執行機関の範囲内で実施機関として検討、諮問、答申をする機関として定める方法が一つはございます。先ほどいろいろ名前出ましたけれども、それは上位法、国の法律等で定めなくて町でそれを実施しているもの、例えば先ほど言いました地域審議会とか国民健康保険協議会とかでございます。あともう1点ですが、町が独自に今回の庁舎建設等の委員会のように条例で定める委員会がございます。これもございまして、あわせまして現在27委員会、条例、規則等に当然のっているんですけども、大体人数、若干違いますけれども500名程度いらっしゃいます。先ほど各種団体その他いろいろな形言いましたけれども、それらがすべて公募とかでやった場合には、当然のことながら意見が、自分の意思ですから、ある程度はバランスのとれた配置の中でその中に公募を入れるという形にならざるを得ないのかなと思います。

それから、そういう附属機関に対する意見を諮問する方法の一つと、あと企画財政課が担当になって申しわけないですけども、パブリックコメント、こちらの方法でそれぞれの町長部局あるいは教育委員会部局等でパブリックコメントという形で基本的なものについて意見をもらうという制度も立ち上げています。これも一つの政策に反映させる重要な手法として今後考えられると。

あと、考えられていますのは、平成19年度、佐藤町長になってからの話、「町長へのたより」、これらも一つとしてありまして、御質問ですから、想定しながらせっかく調べてきたものですから、実績で平成21年度で36件ほどございまして、いろいろな加美農高へのバスの通学とか貴重な政策提言もありましてそれぞれ運用させてもらっていると。

あと、町政座談会、先ほど言いましたようにやっていると。このような総体的に意見を反映をいただいているというのが、そして議会で決定する分は議決機関として決定する。その法的位置づけ等、それらを報告会や何かできちんと説明をしていくと。そういう形を、説明をさせていただいたつもりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（一條 光君） 企画財政課長、ありますか。企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

住民参画条例につきまして、県内での条例等を集めて、亘理町とかやっているところについて今確認をしているところがございますけれども、これらにつきまして企画財政課としましては、まず町とそれぞれの町、本町でないところで立ち上げているところの、名だけが条例があって実際にそれが使われているのか、どのようにされているのかということも調べて、そしてそれを最も生かしてできるやり方というのはどうなんだろうかということを検討して、その後そのようなことが必要であればそのようにしていきたいということでございます。

それから、先ほど申し忘れたといえますか、公募ですが、地域審議会は3名の枠で公募をしておりますけれども、中新田地区は3名が公募ありましたが、小野田地区は2名、宮崎地区は1名ということで、公募してもなかなか応募されないということもあるということもお伝えしておきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それに関しては、関心のあるものについては、皆さん、進んで応募するということもあるとは思いますが、やはり関心を持ってもらう努力、工夫ということも必要かというふうに考えます。今後とも公募枠を拡大する。それから、公募したくなるような提示の仕方を工夫していただければというふうに思います。

二つ目の質問に移ります。

スケジュールの中の一番先に掲げられてあります、新庁舎建設スケジュールの中にあります建設委員会委員の公募について、住民にとっては加美町広報No.87、6月号で初めて知ったというふうに言われました。5月21日、議会傍聴をした人あるいはインターネット配信を視聴していた人は別だとは思いますが、公募しているんだということを知ったのは加美町広報が初めてだというふうに言われました。それなのに、6月16日にもう公募の締め切りというふうになっております。とても早過ぎると思われませんが、何よりも住民説明会が6月30日までかかって、それで一区切りということになっていますから、説明が終わってから締め切るのが筋ではないかと思いますが、延期する考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 庁舎建設準備室長、お答えさせていただきます。

まず、一般公募の関係でございまして、知り得たのが6月の広報だったということでございますが、おっしゃるとおりでございまして、5月中にいろいろな案を考えまして、6月1日か

ら募集をかけようということで6月1日に配布されます広報6月号、それに掲載ということにしております。それから、ホームページでも募集をかけておりますが、これも6月1日からホームページに上げて行っております。

それから、ただいま6月16日の締め切り、きのうで締め切り終わりましたけれども、説明会が6月30日までと。それが終わってから締め切りではないのかという質問だと思いますが、公募につきましては、庁舎建設につきましては町長の施政方針で広報4月号からいろいろな情報を住民の方にお示ししていると思っております。ですから、説明会と、それから公募については特に直接のつながりを考えてはおりませんでした。よって、締め切りの延期というものは考えてございません。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それでは、下の設計者選定という設計関係のスケジュールですが、その募集要綱作成が7月早々に予定されています。建設委員会がスタートすると同時に検討が予定されていますが、建設委員会の思いとか検討案が反映されるとは到底思われなような時期にあります。締め切りを延期する考えがないのであれば、募集要綱作成をもう少し遅くしてもいいのではないかと考えますがどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 庁舎建設準備室長、お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、そういう考えは出てこようかと思えます。なお、この議員さんにお示しております全体スケジュールでございますが、先ほど質問の方で6月7日の全協というお話でしたが、これは5月11日の全協だと思います。それで、5月11日の全員協議会の際、議員皆様方にお示した全体スケジュール案、これは全体の流れがわからないのでは庁舎建設の審議とか検討ができないと思いましたので、こういうスケジュール案を組んで皆様方にお示しました。ですが、いろいろこれを実施していこうとすれば、先ほどの委員の募集関係、それから委員会の立ち上げ関係、当然議員さんがおっしゃるとおりいろいろ検討しなければならないことが多々出てきております。ですから、この全体スケジュール案にあるやり方については当初の考え方でありますが、多少これに今言われたような検討する時間、これは当然必要になります。おっしゃるとおりそういうふうに検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） よろしく申し上げます。

それから、全体のスケジュールと関連させて、せめて今年度中だけでもよろしいので、建設

委員会の7月、11月、1月、3月の検討内容、審議予定を概略でいいので、このことについて、例えば工事関係用地、造成関係、法手続関係にかかわってなのか、それとも全く別な方向で進むのかというようなことがよくわかりませんので、簡単に教えてください。

○議長（一條 光君） 庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 準備室長、お答えいたします。

建設委員会の平成22年度のスケジュールでございますが、全体スケジュール案では1回目を7月上旬、そして22年度最後、第5回目を3月というふうに予定をして皆様方にお示しをいたしました。これは5月中につくったものですから、その後いろいろ検討していきまして、もう少し時間を広げるべきとかいろいろなことがありまして、5回と言わないでも6回ぐらいも必要ではないかとかそういうことが係の方で話を出しております。それで、この委員会につきましては、募集する要領、そういうものを検討して、いろいろな委員さんからいろいろな御意見をちょうだいして進めていくというものでございますので、特に今どのようにしていくのかということについては担当者のアイデアだけでありましてまだ上の方に決裁を出しておりません。その点、まだ御勘弁していただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） では、検討をよろしくお願いします。

先日、実地を踏査したいと思ひまして、大和町の庁舎に行つてまいりました。それで、皆さんも行かれた方、たくさんいると思ひますが、大和町では構想の段階から住民参加を重視しているという説明がありまして、そういうパンフレットもありました。建設検討委員会は2006年、平成18年に設置して、庁舎の位置、必要面積、基本デザインに至るまで議論して、設計案の審議も担当してまいりました。我が町は2万6,000人くらい。大和町の今の人口も2万4,776人で類似団体の中に入るわけなんです、公募による建設委員会の住民は20人でした。合計で89人で構成されてまいりました。その違いは何なのか、本当に考えさせられてまいりました。こういったことを考えるにつけても、ぜひ今後新庁舎建設委員会の役割、守備範囲についても十分に検討していただきたいものだと思います。

それから、きょう渡された行政報告書の中の2ページに、庁舎建設準備室から建設関連業務の委託として6月7日、測量設計業務に千代田コンサルタント株式会社が入札の結果決まったということ。それから、事業認定事務担当する業者が八千代エンジニアリング株式会社で310万円で入札というふうな記事がありました。よく調べてこなくて申しわけないんですが、業者選定は、事業認定事務が八千代エンジニアリングに決まった、その決め手は何だったのか教え

てください。

それから、事業認定されるための条件とは何なのか、教えてください。

とりあえず、二つ。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 行政報告の中の業者が八千代に決まったという形ですけれども、すべて入札によるものでございまして、決まった理由、選定、指名委員会で指名をして入札を執行して決まったという形でございます。

○議長（一條 光君） 庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 庁舎建設準備室長、お答えいたします。

事業認定の決め手といいますか、目的ということでよろしいでしょうか。（「八千代エンジニアリングがほかのところに比べてここがいいという、優位点があったということについて」の声あり）

それでは、お答えさせていただきます。

今の御質問によりますと、まずもって指名委員会で業者選定をしていただきました。そして、入札の結果一番安い価格で八千代さんが札を入れたということとと思いますが、ちょっと私から答えるのもなんですが。済みませんです。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 予算の決定を受けて指名委員会におきまして業者を選定しまして、業者数忘れましたがたしか5社か6社だったと思いますけれども、八千代エンジニアリングさんの方の価格で、低価格で決まったと。一番安い業者で決まったという形で、当然指名する段階で、その能力がある業者を指名していますので、その中であと価格で決まったと。決め手はそれだけです。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） さっきお話ししたんですが、事業認定されるための条件とは何でしょうか。事業認定手続と土地収用法のところに申請書策定……、実線で事業認定続きが8月からありますが、その事業認定とは、認定の手続と条件。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 準備室長、お答えさせていただきます。

事業認定申請にかかわることは、収用法で土地を購入するに当たり、税金の免除とかそういうものを採択していただくための申請であります。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 勉強不足で理解できないのかもしれませんが、これが事業として認定されるというために欠かせない条件とは何なのかということをお伺いしました。建設事業として認定される条件。

○議長（一條 光君） 庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） この事業認定につきましては、収用法の法律に基づいて公共施設を行うときに、地権者に対しての税金の免除とかそういうものを優遇していただくために認可をとるものであります。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 私が調べたところでは、地権者の同意をいただいてからこの作業、認定申請書作成とかということが進められるのだと思いますが、地権者の同意はすべていただきましたと住民説明会で、宮崎の説明会でも賀美石の説明会でもお話ししていらっしゃいましたが、そのことについて、それはきちんと同意をいただいたのかどうかを再確認します。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 準備室長、お答えします。

この全体スケジュール案のとおり、用地取得については4月に説明、同意、そして5月に一番上に委員会制定とかいろいろありますけれども、この新庁舎建設につきましては、地権者の同意を得て、それであと5月21日の議会で上程させていただいたという経緯でございます。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 私が直接本人に会って確認をいたしました。地権者の1人に、本人に会って確認をいたしました。会ったのは6月4日です。5月24日に内容証明書つきで同意書の撤回を郵送でしたというふうな話を聞きましたが、全員同意をいただいたということについて本当にそうなのかどうか。説明に違いがあったのではないかと思うんですが、それについて伺います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） まず、土地収用法の関係の説明から入って、その必要な同意の状況という御質問の内容だと思います。

まず、収用法の関係、これは当然目的による収用というのは、町で公共用途、町あるいは県、国、公共用目的に土地を求める場合に収用すると。公共に取得する場合に収用すると。それな

りのいろいろな特別な措置が図られると。その手法としては、事業認定をいただくと。収用法の事業でそれを実施しますという形の中の説明になります。

それから、今お聞きになりました同意の関係、これは前日も何か御質問あったような気がします。これにつきましては、同意につきましては、5月21日、臨時会、それ以前に全員から同意をいただいて、当然地権者の方々からはそういう形で、当然議会にかける前の話ですから、町でこれを庁舎建設用地として議会等で議決になって、あの土地を、先ほど言った収用するわけです。単なる取得ではありませんから、その場合に協力しますという内容の同意書を全員からいただいていることには間違いございません。前日も説明したとおりです。ですから、確認しましたと言いますけれども、5月24日という話でございますが、大体町としてこれは地権者と話を進めている話でございます、それをここでお答えするかどうかというのは、私はちょっと控えさせてもらいたいですけれども、ただ確実に言えることは、同意というものは、同意をいただいた時点で確実に同意は承諾もらったという形で、議会の以前にさかのぼることはできないということだけ御答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 私が会ったのは6月4日でした。その日にちだけ訂正しておきます。

それから、用地とか造成関係に関連してですが、加美町概要紹介パンフレットを先日いただきました。その中に、工業団地の紹介の矢越の地盤について、くい打ちまでの深さ17メートルとありました。これは雁原のところと比較してどうかと質問したときに、雁原の方が17メートルでこっちの方はまだ調査をしていないのではっきり言えない、わからないというふうなお答えだったんですが、もう工業団地として概要紹介パンフレットにカラーであちこちに出して紹介するんだと思うんですが、まだ調査もしていない、詳しくよくわからないという時点で17メートルと書いてしまうのはちょっと早過ぎるのではないかと気になったんですが、この辺は調査して書かれたものでしょうか。管轄が商工観光課発ではありましたが。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長でございます。

先ほどのパンフレットにつきましては、平成21年度の事業で今回3月に完成した部分を議員さん方に配付した資料の中に入っていたかと思えますけれども、あの地点の雁原、矢越地区の調査につきましては、商工観光課でも実際調査はしておりません。ただ、そこが工業団地ということで確実に指定しているということではなくて、工業用の団地として適している部分ということでそこを示しているということです。ただ、今工業団地の話をいたしますと、県の方では

工場が確実に来るという確約をもって農進法を外すと。ですから、来るか来ないかわからないのにそこを工業団地として造成したりということに関しては、県では認可はしないということですので、あくまでもそのパンフレットにつきましては工業団地としてこういうところもこちらで想定していますという部分でのパンフレットでございますので、その辺どうぞ御理解を願いたいと思います。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 最後ですが、情報を透明にして開示していただきたいと思います。建設委員会の会議録とか閲覧ができるという配慮を今後とるのかどうか。そういうことを配慮されるのかどうか。同様に、地質調査の結果とか業者の選定についても住民にしっかり情報を公開していただきたいと思いますが、計画があるのかどうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 情報公開につきましては、町の条例に基づきましてきちんと申請があれば公開していきます。当然個人情報、その他にかかわるもの、ましてや町とそれによって影響が出るもの、そういうものは条例に基づいて判断をさせてもらいたい。必要な場合、そういう審査会もございます。よろしくお願いします。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 差しさわりのあるものを除いてなるべく公明正大な事業の進め方をお願いしたいと思います。住民が知りたいことについては、開示請求をしなくてもある程度はわかるというふうな方向に持って行っていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（一條 光君） 質問が終わりましたところで、当職から伊藤由子さんにお話がございます。一連の通告、これに対する答弁を伺って、かみ合わない部分、そして通告内容と離れた質問がございました。一般質問は通告制をとっております。前もって通告することによってより的確な答弁あるいは詳しい答弁をする制度になっておりますので、これに対してあなたの通告は1行だけでございましたので、せっかく立派な質問でございますので、もう少し工夫をして充実した質問にしていいただければと思います。

以上をもちまして、18番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。